

証券コード：6859

Quality is more than a word

ESPEC

第62回

定時株主総会招集ご通知

日 時 平成27年6月24日(水)午前10時

場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル大阪5階八重の間
(末尾の会場ご案内図ご参照)

【議決権行使期限：平成27年6月23日(火)午後5時まで】

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

エスペック株式会社

証券コード：6859
平成27年6月2日

株 主 各 位

大阪市北区天神橋3丁目5番6号
エスペック株式会社
代表取締役社長 石 田 雅 昭

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋1丁目8番50号
帝国ホテル 大阪 5階 八重の間（末尾の会場ご案内図ご参照）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第62期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.espec.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表
なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、米国経済の拡大や円安を背景とした企業の競争力向上などにより回復基調が継続しました。また、企業に賃金引上げの動きが見られるなど個人消費の押し上げが期待される状況となりました。一方で、欧州経済の減速や中東の地政学リスクなど世界経済への影響が懸念される状況が継続しました。

当社の主要顧客におきましては、自動車関連メーカーでは積極的な投資が継続するとともに、エレクトロニクス関連メーカーでも投資意欲の改善が見られました。

こうした中、当社は、米国をはじめ中国・東南アジアにおいて営業活動を強化するとともに、エコカーを中心とするグリーンテクノロジー市場において受注拡大に努めてまいりました。

こうした結果、当期の経営成績につきましては、前期比で受注高は14.3%増加し36,287百万円、売上高は4.9%増加し33,661百万円となりました。利益面につきましては、営業利益は27.3%増加し2,643百万円、当期純利益は34.9%増加し2,118百万円となりました。

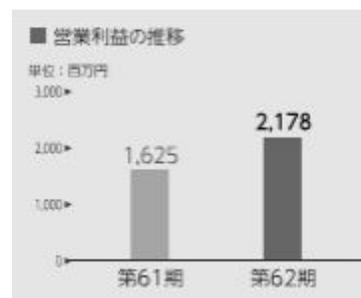
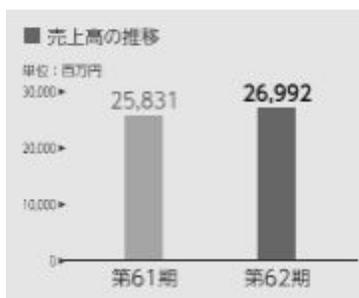
	前期 (第61期) (百万円)	当期 (第62期) (百万円)	増減率 (%)
受 注 高	31,760	36,287	14.3
売 上 高	32,099	33,661	4.9
営 業 利 益	2,077	2,643	27.3
経 常 利 益	2,370	3,044	28.5
当 期 純 利 益	1,570	2,118	34.9

□ 装置事業

受注高 29,399百万円
前期比 16.3% 増

売上高 26,992百万円
前期比 4.5% 増

営業利益 2,178百万円
前期比 34.0% 増



環境試験器につきましては、国内市場では投資意欲の改善が見られ、汎用性の高い標準製品が好調に推移いたしました。海外市場では、中国や欧州を中心に輸出が前期比で増加いたしました。こうした結果、環境試験器全体では受注高・売上高ともに前期比で増加いたしました。

エネルギーデバイス装置につきましては、車載用二次電池の充放電評価装置や安全性試験装置の受注を獲得するとともに、パワー半導体の評価装置が堅調に推移し、受注高・売上高ともに前期比で増加いたしました。

半導体関連装置につきましては、特定の半導体メーカーや自動車関連メーカーからの受注がありましたが、前期比で受注高は減少し、売上高は前期並みとなりました。

FPD関連装置につきましては、採算面を重視して選別受注を行っておりますが、当期は大型案件が少なく、受注高は前期並みとなったものの、売上高は減少いたしました。

こうした結果、装置事業全体では、前期比で受注高は16.3%増加し29,399百万円となり、売上高は4.5%増加し26,992百万円となりました。営業利益につきましては、売上構成の変化などにより前期比で34.0%増加し2,178百万円となりました。

□ サービス事業

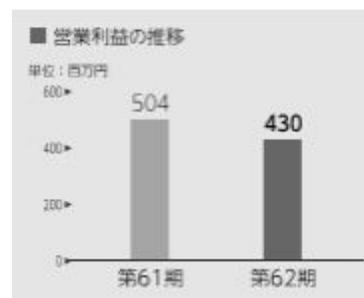
受注高 5,589百万円
前期比 5.7% 増



売上高 5,541百万円
前期比 7.2% 増



営業利益 430百万円
前期比 14.6% 減



アフターサービス・エンジニアリングにつきましては、受注高・売上高ともに前期並みとなりました。受託試験・レンタルにつきましては、自動車市場において主力のテストコンサルティングが好調に推移し、受注高・売上高ともに前期比で増加いたしました。

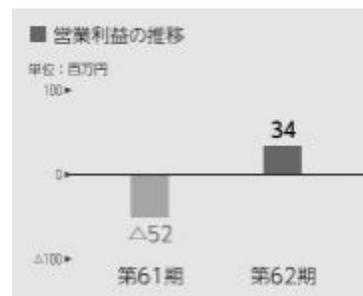
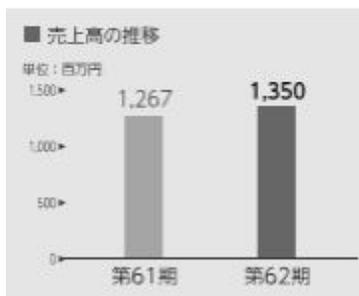
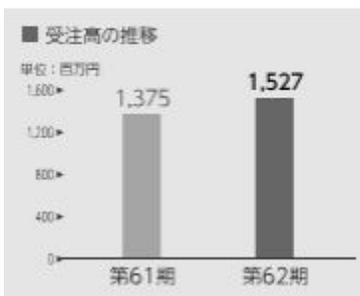
こうした結果、サービス事業全体では、前期比で受注高は5.7%増加し5,589百万円、売上高は7.2%増加し5,541百万円となりました。しかしながら、営業利益につきましては、アフターサービスの原価率の悪化などにより前期比で14.6%減少の430百万円となりました。

□ その他事業

受注高 1,527百万円
前期比 11.1% 増

売上高 1,350百万円
前期比 6.5% 増

営業利益 34百万円
前期比 一増



環境エンジニアリングの森づくりや植物工場事業が堅調に推移し、前期比で受注高は11.1%増加し1,527百万円となり、売上高は6.5%増加し1,350百万円となりました。営業利益につきましては、前期から改善し、34百万円となりました。

□ その他の企業活動

当社は「企業は社会の公器である」という考えのもと、さまざまな企業活動を通じてステークホルダー（利害関係者）のみなさまと互いに価値を交換し合い、共に歩むことで持続的な企業価値の向上を目指しております。

環境経営への取り組みといたしまして、当社は平成19年度より、地球温暖化対策の一つである「みどりのカーテン」の普及活動を推進しております。「みどりのカーテン」の植付け・効果測定を行う講座や普及活動のリーダーを育成するセミナーは、累計で5,000名を超える方々に受講していただきました。宮城県気仙沼市の仮設住宅においては入居者のみなさまとともに、震災以降4年目となる「みどりのカーテン」の植付けを行いました。

宮城県岩沼市で開催された「第2回 千年希望の丘植樹祭 2014」では、昨年に引き続き子会社のエスベックミック株式会社が植樹支援を行い、約7,000名のボランティアのみなさまと当社社員23名が、約70,000本の植樹を行いました。「千年希望の丘」は震災で発生した瓦礫と津波堆積土を活用して造った丘に、この土地本来の木を植えた森の防潮堤です。津波の力を弱め、災害発生時には避難場所になり、平時には、防災教育や被災の教訓を後世に伝えていく役割を担います。

また、より多くの投資家のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、東京証券取引所主催の個人投資家向けイベント「東証IRフェスタ2015」に出展いたしました。大変多くの方々にご来場いただき、さまざまな情報交換をさせていただきました。

[2] 設備投資等の状況

当期の設備投資は、総額954百万円であります。

[3] 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

[4] 対処すべき課題

事業ビジョン「ESPEC Vision 2025」として、第73期（平成37年度）に連結収益目標、売上高600億円以上、営業利益60億円以上、営業利益率10%以上を目指しております。このビジョン実現に向けて4ヶ年ごとの中期経営計画（Stage I～Ⅲ）を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。Stage Iである第62期（平成26年度）から第65期（平成29年度）までのエスベック中期経営計画「プログレッシブ プラン2017」では、第65期（平成29年度）に連結収益目標、売上高400億円以上、営業利益40億円以上、営業利益率10%以上を目指してまいります。また、株主還元強化の取り組みとして、第65期（平成29年度）までに配当性向40%を目指してまいります。

エスベック中期経営計画「プログレッシブ プラン2017」の成長のための3つの方向性は以下のとおりであります。

①グループ連携の強化による成長する国・地域での売上拡大

開発・製造拠点のシフトが進むASEAN諸国において、サービス拠点や受託試験所を新設し、顧客対応力を強化するとともに販売拠点の充実により売上拡大を図ってまいります。中国市場では、生産子会社「愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司」の生産能力の増強と販売拡大に取り組んでまいります。また、トルコ、インドなど新興国での販売拡大を図ってまいります。

②成長・戦略市場をターゲットとした事業領域の拡大

車載用二次電池を中心とするエナジーデバイス市場において、製品ラインナップと受託試験サービスを拡充してまいります。ライフ市場では、医薬品向け製品・サービスの充実を図るとともに、食品・化粧品分野への展開や医療機器の試験分野への取り組みを進めてまいります。また、航空宇宙分野など新しい領域の開拓にも努めてまいります。

③国内環境試験事業の勝ち残り

ネットワークサービスなど当社独自のサービスや標準製品のモデルチェンジ・機種拡大により競争力を強化してまいります。また、先端技術開発のニーズによりスピーディに対応するため、カスタム製品のモジュール標準化を推進するとともに他社との協業に取り組み、対応範囲をさらに拡大してまいります。

なお、第63期（平成27年度）の連結収益目標・基本方針と主な重点戦略は以下のとおりであります。

<連結収益目標>

売上高：350億円　営業利益：28億円　（営業利益率8.0%）

<基本方針>

- ①“よりスピーディ”に“よりダイナミック”に成長戦略を推進する
- ②国内市場で勝ち残るために“事業領域の拡大”と“効率化”を図る

<主な重点戦略>

①グループ連携の強化による中国・ASEAN諸国を中心とした海外市場での売上拡大

新会社「ESPEC ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD.」において「ASEANテクニカルサポートセンター」を開設し、ASEAN諸国に進出されている日系企業の技術サポートを強化し、ASEAN市場の深耕を図ってまいります。さらに、受託試験サービスの開始に向けて準備を進めてまいります。中国市場では、生産子会社「愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司」の生産能力を高め、販売拡大に取り組んでまいります。

②成長・戦略市場をターゲットとした事業領域の拡大

エネルギーデバイス市場では、製品ラインナップを拡充するとともに、エネルギーデバイス環境試験所において受託試験・認証サービスの拡大を目指してまいります。ライフ市場では、第62期（平成26年度）に発売した医薬品向け安定性試験器・試験室や食品の保存試験に適した低温恒温恒湿器の販売拡大に努めてまいります。航空宇宙分野では、カスタム製品の販売拡大や受託試験サービスの充実を図ってまいります。

③国内勝ち残りに向けた、試験業務の効率化に役立つ総合技術サービスの提供と新製品開発

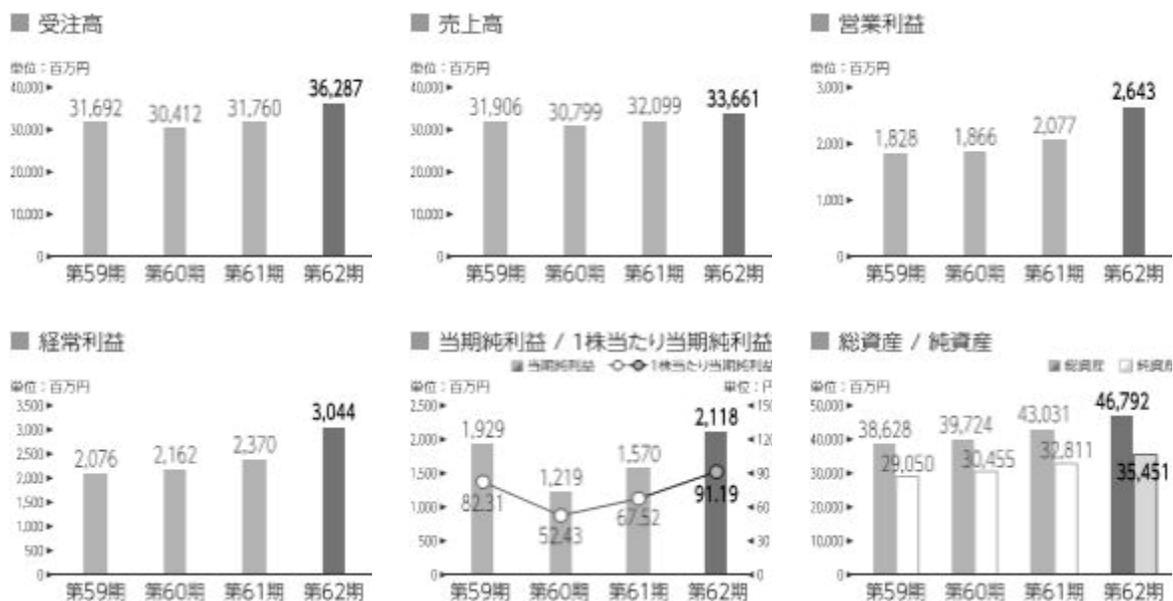
第62期（平成26年度）にスタートした「製品5年保証」やネットワークを活用したサービスなど当社独自のサービスにより競争力を強化してまいります。また、保守契約や点検、校正など装置の設置から廃棄に至る総合技術サービスを提供し、お客さまの試験業務の効率化を目指してまいります。さらに、他社との協業を積極的に推進し、カスタム製品の対応を強化してまいります。

[5] 財産および損益の状況の推移

区 分	第59期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第60期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第61期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第62期(当期) 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
受 注 高 (百万円)	31,692	30,412	31,760	36,287
売 上 高 (百万円)	31,906	30,799	32,099	33,661
営 業 利 益 (百万円)	1,828	1,866	2,077	2,643
経 常 利 益 (百万円)	2,076	2,162	2,370	3,044
当 期 純 利 益 (百万円)	1,929	1,219	1,570	2,118
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	82.31	52.43	67.52	91.19
総 資 産 (百万円)	38,628	39,724	43,031	46,792
純 資 産 (百万円)	29,050	30,455	32,811	35,451

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第62期(当期)の1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる自己株式数には、野村信託銀行株式会社(エスペック従業員持株会専用信託口)が所有する当社株式数を含めております。



[6] 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
エスペックテストシステム株式会社	千円 170,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
エスペック九州株式会社	千円 20,000	% 100.0	環境試験器等の販売
エスペックミック株式会社	千円 79,000	% 100.0	森づくり、水辺づくり、都市緑化、 環境測定・分析、植物工場
ESPEC NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 8,510	% 100.0	環境試験器等の製造・販売
上海愛斯佩克環境設備有限公司	千人民元 26,985	% 60.0	環境試験器等の製造・販売
愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司	千人民元 8,277	% 100.0 (100.0)	環境試験器等の販売
愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司	千人民元 37,000	% 100.0 (100.0)	環境試験器等の製造・販売
ESPEC (CHINA) LIMITED	千香港ドル 47,425	% 100.0	環境試験器等の販売
ESPEC KOREA CORP.	千ウォン 3,700,000	% 100.0	環境試験器等の製造・販売

(注) 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

[7] 主要な事業内容

事業		主要製品等
装置事業	環境試験器	恒温恒湿器、恒温恒湿室、冷熱衝撃装置、小型環境試験器、複合試験装置
	エネルギーデバイス装置	充放電評価システム、電極乾燥装置
	半導体関連装置	バーンイン装置、半導体評価装置、計測システム
	FPD関連装置	枚葉式クリーンオープン
サービス事業	アフターサービス・エンジニアリング	メンテナンス、機器周辺工事
	受託試験・レンタル	受託試験、機器レンタル、リセール、校正
その他事業	環境エンジニアリング	森づくり、水辺づくり、都市緑化、環境測定・分析
	新規事業	植物工場

[8] 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社	大阪市北区天神橋3丁目5番6号
営 業 拠 点	首都圏オフィス（東京都港区）、神奈川オフィス（神奈川県川崎市） 大阪オフィス（大阪府寝屋川市） 仙台営業所（仙台市泉区）、熊谷営業所（埼玉県熊谷市）、名古屋営業所（名古屋市名東区）、 広島営業所（広島市安佐南区）、福岡営業所（福岡市博多区）
工場その他事業所	福知山工場（京都府福知山市）、宇都宮テクノコンプレックス（栃木県宇都宮市） 神戸R&Dセンター（神戸市北区）

② 重要な子会社

国 内	エスペックテストシステム株式会社（神戸市東灘区） エスペック九州株式会社（北九州市小倉北区）、エスペックミック株式会社（愛知県丹羽郡）
海 外	ESPEC NORTH AMERICA, INC.（米国）、上海愛斯佩克環境設備有限公司（中国） 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司（中国）、愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司（中国） ESPEC (CHINA) LIMITED（香港）、ESPEC KOREA CORP.（韓国）

[9] 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
装 置 事 業	1,038名	△ 3名
サ ー ビ ス 事 業	206名	△ 11名
そ の 他 事 業	27名	△ 1名
報 告 セ グ メ ン ト 計	1,271名	△ 15名
全 社 (共 通)	67名	△ 3名
合 計	1,338名	△ 18名

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	729名	△ 11名	43才8カ月	19年7カ月
女 性	86名	－名	37才8カ月	12年9カ月
合 計 また は 平 均	815名	△ 11名	43才1カ月	18年10カ月

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者15名、嘱託および準社員73名を含めておりません。

[10] 主要な借入先

重要な借入はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- [1] 発行可能株式総数 80,000,000株
 [2] 発行済株式の総数 23,259,439株 (自己株式521,955株を除く)
 [3] 株主数 5,943名
 [4] 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エ ス ペ ッ ク 取 引 先 持 株 会	千株 1,972	% 8.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,546	6.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,066	4.58
エ ス ペ ッ ク 従 業 員 持 株 会	834	3.58
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	790	3.40
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	513	2.20
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常 任 代 理 人 シ テ ィ バ ン ク 銀 行 株 式 会 社)	497	2.13
株 式 会 社 立 花 エ レ テ ッ ク	419	1.80
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常 任 代 理 人 シ テ ィ バ ン ク 銀 行 株 式 会 社)	370	1.59
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 (常 任 代 理 人 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 決 済 営 業 部)	316	1.35

(注) 1.持株比率は、自己株式 (521,955株) を控除して計算しております。
 2.金融商品取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、下記のとおり報告を受けておりますが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができていないものについては、上記の大株主には含めておりません。

提 出 者	持 株 数	持株等保有割合	報告義務発生日
三井住友信託銀行株式会社	千株 429	% 1.81	平成27年4月15日
日興アセットマネジメント株式会社	822	3.46	
合 計	1,251	5.26	

[5] その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入を決議いたしました。

なお、当事業年度末日に信託口が所有する当該株式数は、158,500株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

[1] 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

[2] 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

[1] 取締役および監査役の氏名等

(平成27年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田 雅 昭		上海愛ス佩ク環境設備有限公司 董事長 愛ス佩ク試験儀器（広東）有限公司 董事長 ESPEC（CHINA）LIMITED 取締役
常務取締役	島田 種 雄	営業・CS担当 国際事業本部長	愛ス佩ク環境儀器（上海）有限公司 董事長 愛ス佩ク測試科技（上海）有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN.BHD. 取締役社長
常務取締役	石井 邦 和	技術・機器本部担当	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役
取締役	桶谷 馨	開発・環境管理担当 開発本部長 神戸R&Dセンター長	ESPEC NORTH AMERICA, INC. 取締役
取締役	村上 精 一	生産担当 生産本部長 モノづくり改革本部長 福知山工場長	
取締役	大島 敬 二	管理担当 管理本部長 輸出管理本部長	
取締役	志関 誠 男		
常勤監査役	村上 充		
常勤監査役	小田 隆 昭		
監査役	山本 哲 男		弁護士 山本法律事務所 所長
監査役	堤 昌 彦		公認会計士 堤公認会計士事務所 所長 東洋シャッター株式会社 社外監査役

(注) 1.当期中の取締役・監査役の異動

・平成26年6月25日開催の第61回定時株主総会において、小田 隆昭氏および堤 昌彦氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。

・平成26年6月25日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、監査役 村瀬 一郎氏は任期満了により、監査役 松南 雅己氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。

2.取締役 志関 誠男氏は、社外取締役であります。

3.監査役 山本 哲男氏および堤 昌彦氏は、社外監査役であります。

4.取締役 志関 誠男氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

5.監査役 堤 昌彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

[2] 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	149百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	42百万円 (12百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (4名)	191百万円 (18百万円)

(注) 1.平成20年6月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内および監査役の報酬限度額を年額8千万円以内と決議いただいております。

2.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[3] 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外監査役	山本哲男	山本法律事務所 所長	特別な関係はありません
	堤昌彦	堤公認会計士事務所 所長 東洋シャッター株式会社 社外監査役	特別な関係はありません

② 社外役員の主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況等
社外取締役	志関誠男	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	山本哲男	当期開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、また、監査役会13回のうち13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
	堤昌彦	平成26年6月25日就任以降開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、また、監査役会10回のうち10回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

[2] 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

29,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

(注) 監査法人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

[3] 非監査業務の内容

該当事項はありません。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任手続きを行うほか、その他の事由により会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当社監査役会規定および監査役監査基準に基づき、監査役会の同意または請求により、取締役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

なお、毎期、監査役会は会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し検討いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には当期中における方針を記載しております。

6. 会社の体制および方針

[1] 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システム整備の基本方針の概要については次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - I. 当社の基本理念・経営理念・運営理念などを明文化した「THE ESPEC MIND」に基づき、「エスペック行動憲章・行動規範」を制定し、取締役および使用人が法令・定款および社会規範を遵守するための行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを全社横断的に統括し、取締役および使用人への教育・啓蒙を行う。
 - II. 反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求に対しても応じない。
 - III. 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
 - IV. 取締役は他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し適切な処置を実施する。
 - V. 監査役は経営の意思決定や業務執行について、その手続きや執行状況などが法令・定款に違反していないことを確認し、社長直轄である内部監査部門は各業務執行部門のコンプライアンス状況を監査し、その結果を適宜、社長、取締役会および監査役会に報告する。
 - VI. 法令上疑義のある行為等を発見した取締役および使用人が通報し早期に是正する体制として、相談通報窓口を社内外に設置・運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定・その他社内規定に基づき文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、適切に保存・管理する。
保存期間については別途定める。取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - I. 全社的なリスクの識別・評価については、所管部門や検討部会にて実施し、その結果をリスク管理委員会にて審議し承認する。リスクへの対応については、関連諸規定・付議基準に基づき取締役会や関連会議体にて個別リスクを評価のうえ対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を行わせる。
 - II. 危機管理の対象となる事象が発生した場合には、危機管理規定に基づき適切・迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - I. 取締役会については、取締役会規定に従って運営し、定期的に（1ヵ月に1回）開催する。
 - II. 招集通知には議題を記載するとともに事前説明や資料の事前配布を行うなど取締役会の効率的運営は、取締役会事務局である総務部門が行う。

-
- Ⅲ. 重要な会議体などにおける審議事項・決議事項などの重要事項については、取締役会および各取締役へ文書、電子メール等を用いて遅滞なく伝達する。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- Ⅰ. 当社取締役および子会社取締役は、各部門・各社についての内部統制の確立および運用の権限と責任を有する。
- Ⅱ. 当社は「エスブック行動憲章・行動規範」や社内規定等の当社および子会社への徹底を図るとともに、内部統制に関する担当部署を設置し、当社および子会社における内部統制の構築を目指す。また、関係会社管理担当部門を定め、当社および子会社間の内部統制に関する協議・情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- Ⅲ. 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を被監査部門およびその責任者に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・助言を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が、監査役会の運営や監査業務など、必要に応じて職務の補助を行う使用人を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議のうえ任命する。任命された使用人は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- Ⅰ. 取締役および使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項や法定の事項に加え、業務執行の状況や内部監査の結果を監査役へ適宜報告し、会社に著しい損害が生じるおそれのある事項を発見した場合や他の取締役および使用人が法令・定款の違反行為をし、またはこれら行為をするおそれがある場合は速やかに報告する。
- Ⅱ. 前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役および使用人に対してこれらの報告を求めることができ、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- Ⅲ. 相談通報窓口（3カ所）のうち1カ所を常勤監査役が担当し、取締役および使用人より広く報告を受け得る体制とする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われるための体制
- Ⅰ. 監査役監査基準により監査を行うとともに、会計監査については監査法人と定期的に意見交換を行い、業務監査については内部監査部門と連携して行う。
- Ⅱ. 監査役と代表取締役社長との会合を定期的にもち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (注) 上記には当期中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的な明確な表現への変更をしたものであり、改定後の体制は東京証券取引所および当社ウェブサイトにおいて開示しております。

[2] 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付に応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付を行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

I. 企業価値の源泉

当社は「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ（進取的）」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、昭和36年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う装置であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私たちの暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであると考えるとともに、当社の企業成長そのものが、株主、国内外のお客さま、お取引先、当社使用人その他のステークホルダーのみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しており

ます。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものでもあると考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な社員、国内外のお客さま・お取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより「エスペック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、エナジーデバイス装置や植物工場などの新たな市場に事業を展開し、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

II. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて、中期経営計画を作成し、中期的な事業の方向性を明らかにするとともに、年度単位の経営計画と事業施策に展開することで、より具体的な計画の推進と進捗管理を行っています。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、持続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えております。配当金は、継続性と配当性向を勘案して決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

III. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、株主のみなさま、企業活動を進めるうえで関わり合うお客さま、お取引先、当社使用人その他のステークホルダーのみなさまとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

当社は、社外取締役を平成17年6月から導入しており、現在も取締役7名のうち、1名が社外取締役であります。社外取締役は平成27年3月期に13回開催された取締役会のすべてに出席し、活発な意見交換を行い適正な業務執行が行われるよう監視・監督を行っています。また、取締役の任期は1年とし、経営責任の明確化を図るとともに、業績連動型の報酬制度をとっております。監査役は、4名のうち2名が社外監査役であり、社外監査役は平成27年3月期に13回開催された取締役会のすべて（平成26年6月25日株主総会において就任した社外監査役は、以降10回開催された取締役会のすべて）に出席し、業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めております。

平成27年6月以降は第62回定時株主総会において、取締役および監査役選任の議案をご承認いただくことを前提として、取締役は社外取締役1名を含む7名、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名で構成する予定であり、さらなる業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めてまいります。また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみならず、国内外のお客さま、お取引先、当社 사용자および地域社会等のステークホルダーのみならずとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみならずの共同の利益の確保・向上に努めてまいります。また、これらの取り組みは、上記①記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当初平成20年6月24日開催の当社第55回定時株主総会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入しておりました、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」について、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部語句を修正（以下継続後の対応策を「本プラン」という）し、継続することについて、株主のみならず直近、平成26年6月25日開催の当社第61回定時株主総会においてご承認をいただいております。

本プランは、当社株式の特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下係る買付行為を「大量買付行為」といい、係る大量買付行為を行う者を「大量買付者」という）に応じるか否かを株主のみならず適切にご判断いただくための必要十分な情報および時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社取締役会または代表取締役に対して提出された場合には、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉または株主のみならずへの代替案の提案等を行い、公表することとしています。したがって、大量買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置をとりません。他方、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、必要性・相当性の範囲内において会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

以上は当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の概要ですが、詳細の内容につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について（平成26年5月14日）

(http://www.espec.co.jp/news/2014/0514_2.pdf)

- ④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取り組みであり、まさに基本方針に沿うものであります。

また当社は、a.買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、b.株主のみなさまの意思の重視と情報開示を速やかに行っていること、c.独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであるもの、d.デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等を踏まえ、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことと考えております。

[3] 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めをおいておりませんので、該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,036	流 動 負 債	9,336
現金及び預金	9,270	支払手形及び買掛金	5,301
受取手形及び売掛金	13,744	未払法人税等	742
有価証券	4,901	賞与引当金	377
商品及び製品	562	役員賞与引当金	6
仕掛品	1,110	製品保証引当金	255
原材料及び貯蔵品	1,544	その他	2,653
繰延税金資産	371	固 定 負 債	2,003
その他	1,543	長期借入金	196
貸倒引当金	△11	繰延税金負債	536
固 定 資 産	13,755	退職給付に係る負債	45
有形固定資産	9,644	役員退職慰労引当金	12
建物及び構築物	3,298	資産除去債務	52
機械装置及び運搬具	849	再評価に係る繰延税金負債	565
工具、器具及び備品	848	その他	595
土地	4,464	負 債 合 計	11,340
リース資産	18	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	165	株 主 資 本	34,072
無形固定資産	364	資本金	6,895
投資その他の資産	3,746	資本剰余金	7,172
投資有価証券	2,913	利益剰余金	20,554
退職給付に係る資産	229	自己株式	△550
繰延税金資産	14	その他の包括利益累計額	1,085
その他	627	その他有価証券評価差額金	1,199
貸倒引当金	△38	土地再評価差額金	△686
資 産 合 計	46,792	為替換算調整勘定	578
		退職給付に係る調整累計額	△5
		少数株主持分	293
		純 資 産 合 計	35,451
		負 債 純 資 産 合 計	46,792

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		33,661
売上原価		21,567
売上総利益		12,094
販売費及び一般管理費		9,450
営業利益		2,643
営業外収益		
受取利息	45	
受取配当金	124	
為替差益	176	
その他の	77	422
営業外費用		
支払利息	1	
有価証券売却損	1	
支払手数料	9	
その他	9	21
経常利益		3,044
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	4	
受取保険金	264	272
特別損失		
固定資産除却損	3	
投資有価証券売却損失	0	
減損	4	7
税金等調整前当期純利益		3,309
法人税、住民税及び事業税	1,106	
法人税等調整額	35	1,142
少数株主損益調整前当期純利益		2,166
少数株主利益		48
当期純利益		2,118

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	6,895	7,172	18,838	△360	32,546
会計方針の変更による累積的影響額			62		62
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,895	7,172	18,901	△360	32,609
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△465		△465
当期純利益			2,118		2,118
自己株式の取得				△194	△194
自己株式の処分				5	5
そ の 他			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,652	△189	1,463
当 期 末 残 高	6,895	7,172	20,554	△550	34,072

	その他の包括利益累計額					少数株主分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	813	△743	33	△97	5	258	32,811
会計方針の変更による累積的影響額							62
会計方針の変更を反映した当期首残高	813	△743	33	△97	5	258	32,874
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△465
当期純利益							2,118
自己株式の取得							△194
自己株式の処分							5
そ の 他							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	386	56	544	91	1,080	34	1,114
当期変動額合計	386	56	544	91	1,080	34	2,577
当 期 末 残 高	1,199	△686	578	△5	1,085	293	35,451

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		26,328	流動負債		7,233
現金及び預金		6,297	支払手形		527
受取手形		3,790	買掛金		3,974
売掛金		7,740	リース負債		12
有価証券		4,901	未払金		641
商品及び製品		130	未払費用		373
仕掛品		651	未払法人税等		679
原材料及び貯蔵品		677	前受金		54
前渡金		2	預り金		259
前払費用		111	賞与引当金		351
繰延税金資産		271	製品保証引当金		218
その他		1,754	その他		140
固定資産		14,915	固定負債		1,765
有形固定資産		7,547	長期借入金		196
建物		2,320	リース負債		5
構築物		85	資産除去債務		52
機械及び装置		141	繰延税金負債		357
車両運搬具		2	再評価に係る繰延税金負債		565
工具、器具及び備品		744	その他		588
土地		4,136	負債合計		8,999
リース資産		17	純資産の部		
建設仮勘定		99	株主資本		31,732
無形固定資産		221	資本金		6,895
ソフトウェア		160	資本剰余金		7,172
その他		61	資本準備金		7,136
投資その他の資産		7,146	その他資本剰余金		36
投資有価証券		2,900	利益剰余金		18,213
関係会社株式		2,672	利益準備金		469
出資金		0	その他利益剰余金		17,744
関係会社出資金		330	別途積立金		11,280
関係会社長期貸付金		720	繰越利益剰余金		6,464
長期前払費用		35	自己株式		△550
前払年金費用		237	評価・換算差額等		512
その他		275	その他有価証券評価差額金		1,199
貸倒引当金		△28	土地再評価差額金		△686
資産合計		41,244	純資産合計		32,245
			負債純資産合計		41,244

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		25,786
売上原価		16,859
売上総利益		8,926
販売費及び一般管理費		6,739
営業利益		2,186
営業外収益		
受取利息	22	
有価証券利息	3	
受取配当金	251	
受取ロイヤリティ	56	
為替差益	139	
その他	51	525
営業外費用		
支払手数料	8	
有価証券売却損	1	
その他	7	17
経常利益		2,694
特別利益		
受取保険金	264	264
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	4	6
税引前当期純利益		2,952
法人税、住民税及び事業税	930	
法人税等調整額	19	949
当期純利益		2,002

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	6,895	7,136	36	7,172	469	11,280	4,860	16,610	△360	30,318	
会計方針の変更による 累積的影響額							62	62		62	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,895	7,136	36	7,172	469	11,280	4,923	16,673	△360	30,381	
当 期 変 動 額											
剰余金の配当							△465	△465		△465	
当 期 純 利 益							2,002	2,002		2,002	
自己株式の取得									△194	△194	
自己株式の処分									5	5	
そ の 他							2	2		2	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	1,540	1,540	△189	1,350	
当 期 末 残 高	6,895	7,136	36	7,172	469	11,280	6,464	18,213	△550	31,732	

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	819	△743	75	30,394
会計方針の変更による 累積的影響額				62
会計方針の変更を反映した 当期首残高	819	△743	75	30,457
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△465
当 期 純 利 益				2,002
自己株式の取得				△194
自己株式の処分				5
そ の 他				2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	380	56	437	437
当 期 変 動 額 合 計	380	56	437	1,787
当 期 末 残 高	1,199	△686	512	32,245

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

謄本 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

エスペック株式会社
取締役会 御中

平成27年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 圭 志 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスペック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスペック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

エスペック株式会社
取締役会 御中

平成27年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 訓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森村 圭志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスペック株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

エスペック株式会社 監査役会

常勤監査役 村上 充 ⑩

常勤監査役 小田 隆 昭 ⑩

監査役 (社外監査役) 山本 哲 男 ⑩

監査役 (社外監査役) 堤 昌 彦 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して配当を決定することを基本方針としております。

期末の配当金につきましては、上記基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金19円 総額441,929,341円
なお、中間配当金として7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき26円となります。

2 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いしだ まさあき 石田 雅昭 (昭和29年11月26日生)	昭和52年 4月 当社入社 平成20年 6月 取締役 平成21年 6月 常務取締役 平成23年 4月 代表取締役社長（現在） (重要な兼職の状況) 上海愛斯佩克環境設備有限公司 董事長 愛斯佩克試験儀器（広東）有限公司 董事長 ESPEC (CHINA) LIMITED 取締役	69,945株
2	しまだ たねお 島田 種雄 (昭和32年10月15日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成21年 6月 取締役 平成24年 4月 営業・CS担当（現在）、国際事業本部長（現在） 平成24年 6月 常務取締役（現在） (重要な兼職の状況) 愛斯佩克環境儀器（上海）有限公司 董事長 愛斯佩克測試科技（上海）有限公司 董事長 ESPEC KOREA CORP. 代表理事 ESPEC SOUTH EAST ASIA SDN.BHD. 取締役社長	32,425株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	いし い くに かず 石井 邦和 (昭和33年5月27日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成21年 6月 取締役 平成24年 4月 技術担当 (現在) 平成24年 6月 常務取締役 (現在) 平成26年 4月 機器本部担当 (現在) (重要な兼職の状況) ESPEC NORTH AMERICA,INC. 取締役	24,339株
4	お け や かおる 桶谷 馨 (昭和34年6月28日生)	平成17年 5月 当社入社 平成23年 4月 環境管理担当 (現在) 平成23年 6月 取締役 (現在) 平成26年 4月 開発担当 (現在) 開発本部長 兼 神戸R&Dセンター長 (現在) (重要な兼職の状況) ESPEC NORTH AMERICA,INC. 取締役	13,294株
5	むら か み せい い ち 村上 精一 (昭和33年6月21日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成24年 4月 モノづくり改革本部長 (現在) 平成24年 6月 取締役 (現在) 平成26年 4月 生産担当 (現在) 生産本部長 兼 福知山工場長 (現在)	13,325株
6	おお しま けい い じ 大島 敬二 (昭和33年2月14日生)	昭和58年 4月 当社入社 平成24年 4月 管理本部長 (現在) 平成25年 6月 取締役 (現在) 管理担当 (現在) 輸出管理本部長 (現在)	15,499株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	しせきのぶお 志関 誠男 (昭和19年9月10日生)	昭和44年 4月 藤倉電線株式会社 入社(現・株式会社フジクラ) 平成 8年 4月 成蹊大学 理工学部 非常勤講師 平成14年 7月 フジモールド株式会社 社長 平成17年 2月 株式会社フジクラコンポーネンツ 常務取締役 平成23年 6月 当社取締役(現在)	4,969株
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">独立役員候補者</div>	【社外取締役候補者とした理由】 会社経営等を通じて培った豊富な経験・見識を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから社外取締役としての役割を十分に遂行できるものと判断したためであります。	

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.志関 誠男氏は、当社の社外取締役に就任してからの年数は4年であります。
- 3.当社は、志関 誠男氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員に指定しており、本議案が承認可決され同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。
- 4.当社は、志関 誠男氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決され同氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・当該社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 村上 充氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
むらかみ みつる 村上 充 (昭和29年12月20日生)	昭和53年 4月 当社入社 平成23年 6月 常勤監査役(現在)	22,598株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

MEMO

MEMO

定時株主総会 会場ご案内図

《株主総会 会場》

帝国ホテル 大阪 5階 八重の間
 大阪市北区天満橋1丁目8番50号

帝国ホテル 大阪

検索

<http://www.imperialhotel.co.jp/j/osaka/>



シャトルバスをご利用の場合

- JR大阪駅（桜橋口）西側高架下よりホテルまで運行
 午前8時05分から午後9時50分まで
 毎時 05分 20分 35分 50分

電車をご利用の場合

- JR環状線 桜ノ宮駅西出口より約5分
- JR東西線 大阪天満宮駅より約10分
- 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅より約12分
- 地下鉄堺筋線 扇町駅より約10分

